

## 建設計画に係る平成23年度および24年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

庵治地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当部局	担当課	対応方針
庵治地区	1	城岬公園の改修について	城岬公園は、地場産業である石材を豊富に使用して造られた公園であり、完成当時から一年を通じて庵治へ訪れる多くの人々の憩いの場として利用されています。しかしながら、最近、公園内の休憩施設および遊具が、夜間の利用者の少ない時間帯に、青少年に悪影響を及ぼす施設と化しているとのことです。施設の改修および撤去等について、検討していただきたい。	都市整備部	公園緑地課	城岬公園については、多くの市民に利用されており、安全・安心に利用されることが必要であり、ご指摘の休憩施設や遊具については、構造上、周囲から見通しが悪い状況にありますことから、その改善方法について地元関係者の意見を伺いながら、検討してまいりたいと存じます。
庵治地区	2	学校教育および保育の充実について	最近の少子化傾向により、児童数が年々減少していくなかで、小中統廃合、幼保一体化の言葉がよく聞かれる。旧市内および合併町において、それぞれ地域性等、諸条件が異なると思われるが、高松市として、今後、学校教育および保育の充実という観点で、将来的にどのような考えであるのか説明されたい。 また、父兄やPTAなどとの検討会を早急に実施することを強く要望いたします。	教育部 健康福祉部	学校教育課 保育課	就学前教育および保育の充実につきましては、幼稚園・保育所の垣根を取り払い、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を一体的に提供するため、高松型の乳幼児教育カリキュラムを実施することとしております。 庵治地区におきましては、幼保一体化により、0～5歳児の庵治保育所児童が庵治幼稚園へ移り、全ての子どもに同カリキュラムに沿った乳幼児教育・保育を実施するとともに、3～5歳児は幼稚園児と保育所児童の混合保育を実施し、質の高い幼児教育・保育を一体的に提供することを予定しています。 なお、8月19日に幼稚園・保育所の保護者を対象とした説明会を実施しており、今後も適宜説明会を実施していく予定です。
庵治地区	3	パイロット地区整備事業（竜王山公園（仮称）の整備）	パイロット地区整備事業については、合併当初から建設計画の中においても、重点取組み事項として位置付けされている事業であり、地域住民も観光・交流の拠点となるよう待ち望んでいます。 今後、地元関係者、石材関係者および行政各担当課がプロジェクトチームを立上げて、相互に協議、連絡をとりながら、23年度から24年度に向けて、早急に実施が図られるよう、これまで以上に積極的な取組みを強く要望するものです。	都市整備部 市民政策部	公園緑地課 国際文化振興課	竜王山公園（仮称）については、「瀬戸の風景を体感できる公園」、「自然とのふれあいができる公園」、「アートと遊べる公園」を整備方針とした、基本計画（案）を策定したところであり、今後、地域審議会を始め、地元関係者にこの基本計画（案）をお示しし、協議を進めてまいりたいと存じます。 これらの竜王山公園の整備に向けた協議等の場として、地元関係者、市等で構成する連絡協議会（案）の設置を検討したいと考えております。【公園緑地課】  公園整備内容および事業の進捗状況に合わせ、石彫トリエンナーレ入賞作品等の展示について検討してまいりたいと考えています。【国際文化振興課】
庵治地区	4	市道の整備について（高橋の改修）	庵治・牟礼地区の長年の懸案事項である高橋の改修について、前回の対応調書では、平成19年度に実施した交通量調査の結果、高橋の改修のみならず、この地区の交通の円滑化を講ずる必要があるとしているが、その後の進捗状況が見えてこない。今後の実施計画と合わせて説明されると共に、早期整備に向けて積極的な取組みを要望するものです。	都市整備部	道路課	高橋の整備でございますが、平成20年に高橋周辺の交通量調査を行い、検証した結果、高橋を西へ通過する車両の多くが、拡幅の困難な相引川北側の市道に流入しており、高橋の改修だけでは、国道11号に至る交通量を円滑に処理できないことが明らかになったことから、現在、国道11号へのアクセス強化策を検討しているところでございます。 具体的には、県道牟礼中線と国道11号が交差する高松町交差点での交通渋滞を緩和するため、その東側のバイパス角屋交差点において信号現示の変更や交差点改良などについて、道路管理者や警察と協議を行うなど検討を進めているところでございまして、今後とも、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。
庵治地区	5	防災行政無線の整備について	庵治地区では、合併前から屋外スピーカーおよび個別受信機を使って防災行政無線を利用した一般放送並びに緊急放送等が行われていますが、平成28年までには、デジタルに統一され、個別受信機が使えなくなると聞いています。現在でも屋外放送が聞き取りにくい地区やケーブルテレビの普及が不可能な地区もあります。 高齢者世帯等への行政情報の伝達については、インターネットや広報等だけでは限界があり、緊急時の災害情報や避難勧告も伝わらないという状況になってくることが懸念されます。 県内の他市では、デジタル化に伴って、全家庭に個別受信機を無償貸与していくということも聞いております。 今後、高松市として、どのように対応していくのか説明されたい。	総務部	危機管理課 広聴広報課	防災行政無線は、合併地区のうち塩江町を除く5地区が災害時の緊急放送や一般放送に使用しております。しかしながら、防災行政無線は、1市1波の原則があり周波数を統一する必要があることや総務省からの指導でデジタル式の通信しか認めないことから、旧高松地域で平成18・19年度に整備した屋外スピーカーで災害情報を伝達するデジタル式防災行政無線と同様に順次整備していく予定としております。 このようなことから、屋外スピーカーにつきましては、順次デジタル式に変更してまいりますが、戸別受信機は、現在のところ考えておりません。新たな防災行政無線を整備する3・4年後までは現在の防災行政無線を活用して、これまで同様一般放送が行えるものと考えております。また、デジタル式防災行政無線移行後は、「広報たかまつ」、本市のホームページ、ケーブルテレビ（自主データ放送を含む。）を始め、各コミュニティ協議会の広報紙等の媒体を通じて、きめ細かい情報発信に努めてまいりたいと存じます。